

埼玉県防犯のまちづくり推進庁内会議設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県防犯のまちづくり推進計画(以下「推進計画」という。)に基づき、犯罪を起こさせにくい環境づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、埼玉県防犯のまちづくり推進庁内会議(以下「庁内会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の進行管理に関すること。
- (2) 防犯のまちづくり施策の推進及び調整に関すること。
- (3) 県内における犯罪発生の実況把握、分析等に関すること。
- (4) その他防犯のまちづくりの推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、県民生活部県民共生局長をもって充てる。
- 3 副議長は、警察本部生活安全部参事官をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委員を追加することができる。

(会議)

第4条 庁内会議は、議長が招集し、これを主宰する。

- 2 議長に事故あるときは、副議長がその職務を代理する。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、前条に規定する者以外の者の出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 委員が会議に出席できないときは、委員は委員の所属する課室の職員を代わりに出席させることができる。

(幹事会)

第5条 議長は、必要があると認めるときは、特定事項を調査及び協議させるため、幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会は、第3条に規定する委員の所属する課室の職員のうちから、委員が推薦する職員をもって組織する。
- 3 幹事会の議長は、県民生活部防犯・交通安全課長をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事会の議長が招集する。
- 5 幹事会の議長は、特定事項を検討するため、作業部会を設置することができる。

きる。作業部会の運営に関し必要な事項は、幹事会の議長が定める。

(庶務)

第6条 庁内会議の庶務は、県民生活部防犯・交通安全課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

部局名	委員（職）
企画財政部	計画調整課長 地域政策課長
総務部	学事課長
県民生活部	共助社会づくり課長 青少年課長 防犯・交通安全課長 県民広聴課長 消費生活課長 人権・男女共同参画課長
福祉部	福祉政策課長 高齢者福祉課長 地域包括ケア課長 障害者支援課長 こども安全課長
保健医療部	薬務課長
産業労働部	商業・サービス産業支援課長
県土整備部	道路街路課長 道路環境課長
都市整備部	都市計画課長 市街地整備課長 公園スタジアム課長 建築安全課長 住宅課長
教育局	教育政策課長 生徒指導課長 保健体育課長
警察本部	生活安全総務課長 少年課長 警務課企画調整室長 警務課犯罪被害者支援室長 生活安全総務課地域安全対策推進室長